

議案第 22 号

令和 8 年度

目黒区一般会計予算

# 令和8年度目黒区一般会計予算

## 予算総則

令和8年度目黒区一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,065,582千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(特別区債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表特別区債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月17日提出

目黒区長 青木 英二

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 特別区税		千円 55,149,656
	1 特別区民税	53,290,354
	2 軽自動車税	90,300
	3 特別区たばこ税	1,769,001
	4 入湯税	1
2 地方譲与税		425,400
	1 自動車重量譲与税	315,700
	2 地方揮発油譲与税	74,600
	3 森林環境譲与税	35,100
3 利子割交付金		611,000
	1 利子割交付金	611,000
4 配当割交付金		1,503,100
	1 配当割交付金	1,503,100
5 株式等譲渡所得割交付金		3,020,600
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,020,600
6 地方消費税交付金		8,758,600
	1 地方消費税交付金	8,758,600
7 環境性能割交付金		65
	1 環境性能割交付金	65

款	項	金額
8 地方特例交付金		千円 232,600
	1 地方特例交付金	232,600
9 特別区交付金		21,800,000
	1 特別区財政調整交付金	21,800,000
10 交通安全対策特別交付金		28,300
	1 交通安全対策特別交付金	28,300
11 分担金及び負担金		616,112
	1 負担金	616,112
12 使用料及び手数料		2,507,857
	1 使用料	1,974,762
	2 手数料	533,095
13 国庫支出金		25,111,269
	1 国庫負担金	18,250,536
	2 国庫補助金	6,851,156
	3 国委託金	9,577
14 都支出金		16,566,845
	1 都負担金	5,487,810
	2 都補助金	10,077,927
	3 都委託金	1,001,108

款	項	金額
15 財産収入		千円 800,366
	1 財産運用収入	799,405
	2 財産売却収入	961
16 寄附金		7,016
	1 寄附金	7,016
17 繰入金		13,188,286
	1 基金繰入金	13,099,975
	2 他会計繰入金	88,311
18 繰越金		2,000,000
	1 繰越金	2,000,000
19 諸収入		2,107,510
	1 延滞金, 加算金及び過料	70,001
	2 特別区預金利子	26,359
	3 貸付金元利収入	42,643
	4 受託事業収入	598,729
	5 収益事業収入	600,000
	6 雑入	769,778
20 特別区債		7,631,000
	1 特別区債	7,631,000

款	項	金 額
		千円
歳	入 合 計	162,065,582

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 734,914
	1 議会費	734,914
2 総務費		18,685,980
	1 総務管理費	12,149,863
	2 企画経営費	6,280,440
	3 選挙費	157,596
	4 監査委員費	98,081
3 区民生活費		12,238,679
	1 地域振興費	1,900,534
	2 税務費	1,300,241
	3 戸籍及び住民記録費	981,272
	4 統計調査費	54,221
	5 国民健康保険費	2,174,264
	6 後期高齢者医療費	3,242,848
	7 国民年金費	77,262
	8 区民施設費	903,877
	9 文化・スポーツ費	1,604,160
4 健康福祉費		71,993,563
	1 健康福祉費	928,671

款	項	金額
		千円
	2 健康衛生費	5,736,736
	3 高齢福祉費	7,293,332
	4 障害福祉費	9,374,337
	5 児童福祉費	41,212,122
	6 生活福祉費	7,448,365
5 産業経済費		907,673
	1 商工消費行政費	907,673
6 都市整備費		12,599,621
	1 都市計画費	5,061,651
	2 土木管理費	551,288
	3 道路橋りょう費	2,897,085
	4 河川費	370,938
	5 緑化公園費	2,191,267
	6 建築費	742,487
	7 住宅費	784,905
7 環境清掃費		5,662,426
	1 環境対策費	501,625
	2 清掃費	5,160,801
8 教育費		36,691,298

款	項	金額
	1 教育総務費	9,137,551
	2 小学校費	18,916,764
	3 中学校費	6,048,604
	4 幼稚園費	539,659
	5 生涯学習費	2,048,720
9 公債費		1,069,151
	1 公債費	1,069,151
10 諸支出金		1,282,277
	1 財政積立金	1,282,277
11 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳	出	162,065,582
	合	計

第2表 債務負担行為

番号	事 項	期 間	限 度 額 千円
1	目黒区土地開発公社に対する債務保証	令和 8年度～ 令和18年度	目黒区土地開発公社が協調融資団から借入 れる事業資金50億円及び利子相当額
2	目黒区土地開発公社からの用地取得費	令和 8年度～ 令和18年度	目黒区が目黒区土地開発公社から取得する 用地費
3	学校の空調設備更新	令和 9年度～ 令和20年度	649,332千円に金利変動及び物価変動に伴 う増減額を加算した額
4	下目黒小学校等複合施設改築基本構想・ 基本設計等業務委託	令和 9年度	82,446
5	向原小学校新校舎建設工事	令和 9年度	1,704,579
6	鷹番小学校新校舎建設工事	令和 9年度～ 令和11年度	6,422,748
7	鷹番小学校既存校舎解体工事（第一期）	令和 9年度	219,678
8	目黒南中学校新校舎建設工事	令和 9年度～ 令和10年度	1,377,927
9	目黒西中学校新校舎建設工事	令和 9年度～ 令和11年度	1,600,911
10	めぐろ学校サポートセンター跡施設を活 用した常設仮校舎の改修	令和 9年度～ 令和10年度	2,454,940
11	目黒区総合庁舎受変電設備改修工事	令和 9年度	144,674

番号	事 項	期 間	限 度 額 千円
12	目黒区総合庁舎機械設備改修工事	令和 9年度	908,660
13	目黒区総合庁舎非常用発電設備改修工事	令和 9年度～ 令和10年度	299,300
14	納税通知書等作成及び封入封緘業務委託	令和 9年度	33,555
15	督促状・催告書作成及び封入封緘業務委託	令和 9年度	9,900
16	総合的な子ども家庭支援体制の構築事業	令和 9年度	520,249
17	祐天寺駅前広場の再整備	令和 9年度	220,000
18	大塚山公園拡張整備工事	令和 9年度	234,458
19	稲荷橋耐震補強・補修協定工事	令和 9年度	471,292
20	重要文化財旧前田家本邸門衛所ほか1基工事（保存・修理事業）	令和 9年度～ 令和10年度	301,262
21	スケルトン車購入	令和 9年度	18,700
22	目黒区議会議員選挙に係る仮設投票所賃貸借	令和 9年度	50,178

番号	事 項	期 間	限 度 額 千円
23	めぐろパーシモンホール照明機器更新工事	令和 9年度	484,859
24	めぐろ区民キャンパス天井非構造部材落下防止対策工事	令和 9年度	1,046,588
25	めぐろ区民キャンパス電灯設備等改修工事	令和 9年度	486,504

第 3 表 特 別 区 債

番号	起債の目的	起債限度額 千円	起債の方法等
1	自由が丘一丁目29番地区再開 発事業（公管金）	590,000	<p>起債の方法 証券の発行又は普通貸借の方法により起債する。 証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面を下回るときは、その発行価格をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。</p> <p>利率 年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</p> <p>償還の方法 起債のときより据置期間を含め30年以内に償還する。 ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し繰上償還することもある。</p> <p>その他 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰延起債することもある。</p>
2	向原小学校整備	1,955,000	
3	鷹番小学校整備	3,118,000	
4	目黒南中学校整備	858,000	
5	目黒西中学校整備	1,110,000	
計		7,631,000	